

議案第20号

三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町放課後児童健全育成施設設置条例（平成17年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月2日提出  
三宅町長 森田浩司

## 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例

三宅町放課後児童健全育成施設設置条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改める。

第2条中、「三宅町但馬360—3」を「奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正条例

改正後案	現行
第2条 学童保育クラブの名称及び位置は次のとおりとする。	第2条 学童保育クラブの名称及び位置は次のとおりとする。

第2条 学童保育クラブの名称及び位置

名称	位置
三宅町学童保育クラブ	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町学童保育クラブ

名称	位置
三宅町学童保育クラブ	三宅町但馬360-3